

■ 令和6年度 第3回新潟市環境影響評価審査会

日 時：令和7年3月11日（火）午前 10時00分～午前10時50分

会 場：白山会館 芙蓉の間

出席委員：松岡会長、田辺副会長、五十嵐委員、石崎委員、岩瀬委員、及川委員、岡田委員、
黒野委員、中平委員、橋本委員、弓場委員、和田委員（以上 12名）

傍 聴 者：なし

報 道：4名

（司 会）

ただ今から、令和6年度第3回新潟市環境影響評価審査会を開催いたします。

本日司会進行を務めます、新潟市環境対策課の小池と申します。よろしくお願ひいたします。

本日の出席状況ですが、委員14名のうち10名の委員が会場で、2名の委員の方がウェブでご出席をされております。委員定数の過半数を超えておりますので、新潟市環境影響評価審査会規則第3条第2項の規定により、本日の審査会が成立しておりますことをご報告させていただきます。

ウェブで参加の皆さまにご連絡です。ご発言の時以外はマイクをオフをお願いいたします。また、質疑応答の際に Zoom の挙手機能等ですとご発言の意向が分かりにくいいため、どうぞご発声いただきまして、ご発言の意向をお示しいただければと思います。

会場で参加の皆さま、ご発言の際は机の上に置いてありますマイクをご使用ください。

なお、会議録作成のため、本会議は録音させていただいております。ご了承ください。

それでは始めに、環境対策課長の田辺からご挨拶申し上げます。

（環境対策課長）

皆さんおはようございます。新潟市環境部環境対策課長の田辺と申します。

日頃より本市の環境行政の推進につきまして、ご理解とご協力をいただきまして、本当にありがとうございます。本日は年度末のお忙しい中ご出席いただきまして、重ねて感謝申し上げます。

本日は今年度第3回目の環境影響評価審査会になります。前回の審査会では、「一般国道403号道路拡幅整備に係る計画段階環境配慮計画書」について、委員の皆さまからのご意見をいただきました。

その後、いただいたご意見について、事務局で整理させていただきまして、答申の素案と

してお示しさせていただこうと思っておりますので、ご確認をどうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

それでは議事に入る前に、本日の審査会についてご説明をさせていただきます。

手元にお配りしております「参考資料」と書かれた「新潟市環境影響評価条例手続きについて」をご覧ください。

本日の審査会は、一番上の赤枠の中の黄色い部分、配慮書に対する環境保全上の意見をまとめていただく作業となります。

裏面のほうをご覧ください。先ほどの赤枠の拡大となります。本日取りまとめたいただきました意見については、答申として市長に提出されます。市長は答申に基づく環境保全上の意見を「市長意見」として3月中旬頃には事業者へ通知をする予定となっております。

それではさっそく議事に入りますので、以降の進行は松岡会長からお願いいたします。

(会 長)

それでは進めてまいります。ただ今、事務局より説明がありましたとおり、本日は審査会としての意見をまとめ、答申を取りまとめたいただく作業となります。

時間も限られておりますので、円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。

まずは事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは説明に入らせていただきます。

1月16日に開催しました前回の審査会及びその後のメールでの照会におきまして、たくさんの貴重なご意見・ご質問をいただきまして誠にありがとうございました。

大変恐縮ではございますが、事務局であらためて整理させていただき、資料1に意見・その他意見・関係課意見、資料2にご質問といったかたちで取りまとめさせていただきました。

こちらの資料につきましては、事前に送付させていただいておりますので、ご確認いただいているかと存じます。

本日の審査会では、各委員からいただいたご意見、それに対する事業者の見解、事務局の考えについて説明しましたあと、最終的に市長意見となります答申書の素案をご審査いただきますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆さまからのご意見の中で、2点、全体に関わる部分として、重要な点をご指摘いただいたと思っております。

1つ目が、道路事業において重要な「現況交通量及び将来の交通量の推計」が明確ではな

いこと。

そして2つ目は、本事業において行われる「橋の工事の計画」が明確ではないことです。

この2点について、複数の委員からさまざまな視点でご意見をいただきました。

計画全体に関わる点でもありますので、この2点につきましては、総括的事項として、意見を付させていただいております。

それでは資料1と資料3を使いまして、個々に説明させていただきます。

資料1をご覧ください。いただきました意見に対する事業者の「見解・対応」、「事務局の意見等の取扱いについて」というかたちで表に取りまとめております。

事務局の意見等の取扱いについての欄には、答申書素案に反映する意見に「○」を付し、どのような内容を答申書にて記載するかを記載しております。

また、いただきましたご意見のうち、事業者の見解をもちまして、特段、答申書へ記載する必要がないと思われるものについては、「事業者の回答をもって了としたい」という記載にしております。

では、ご意見を答申書素案に反映させた項目を順に説明いたします。

本日は時間が限られる中となりますので、まことに恐縮ではございますが、委員からの意見と事業者見解の読み上げは割愛させていただきまして、趣旨等を簡単に整理したうえで、事務局の取扱いを中心に説明していきたいと思っております。

まず、意見番号2のA委員からいただいた計画全体についてのご意見です。本計画における工法の変更や隣接道路の供用による交通量の変化などが想定される場合は、これらを含めた予測を検討し、配慮していただきたいとの内容です。

事業者からは、方法書以降の手続きにおいて、道路予備設計で検討した工法や、将来の人口や道路ネットワークを踏まえて算定する交通需要推計を用いて、事業実施による環境影響を適切に予測・評価していくという回答がございました。

事務局としましては、道路事業における環境影響評価において、周辺道路からの影響も含めた、本事業による交通量の変化の把握は重要な要素であることから、総括的事項(1)に「道路事業における環境影響評価において、交通量の把握は予測の基礎となる重要な要素である。現況の交通量及び将来の計画交通量を適切に把握し、これを反映させた環境影響評価方法書とすること。」という意見を付したいと考えています。

次の手続きとなります方法書では、本事業による交通量の変化を示し、事業計画の説明や各環境要素における今後の予測・評価に交通量の変化を適切に反映していただきたいと考えております。

続いて意見番号4のB委員からいただいた、事業計画に関するご意見です。小阿賀野橋の

工事について、複数の工事案が想定されていることから、配慮書段階で複数案を設定し、環境に配慮すべきとの内容です。

事業者からは、方法書以降の手続きにおいて、想定される複数の工法を示し、それらに対する環境影響を予測・評価し、必要な環境保全措置を検討していくという回答がありました。

同様に、意見番号6のC委員からも事業の実施範囲及び工事方法について早い段階で決定し、工事の影響が大きい環境要素について、調査・予測及び評価すべきとのご意見をいただいております。

事業者からは、工事計画の検討を行い、方法書に反映させ、特に橋梁工事による影響が大きいと想定される範囲について、十分な調査範囲及び時期を設定すると回答がありました。

関連しまして、意見番号10のA委員からは、大規模な橋梁工事を行う場合の河川の水質への影響について配慮していただきたいとのご意見をいただいております。

事業者からは、方法書以降の手続きにおいて、工事にかかる水質への影響を確認するため、D0・SSの項目を追加する旨の回答がありました。

以上3つのご意見はいずれも橋梁工事に関する懸念事項としてご意見をいただいたものになります。

事務局としましても、橋梁工事の実施において、選定される工法によっては環境への影響が大きくなる可能性があると考えておりますが、現在は工法が明確になっておらず、配慮書への記載もない状況です。

環境影響評価の手続きとしまして、次の方法書において「事業計画の検討の状況」を記載していただくところがございますので、そこに橋梁工事の複数の施工方法を示していただくことを想定しています。

併せて、その中で橋梁工事に伴う河川工事や迂回路等の必要性も含めた、工事によって環境影響を受けるおそれのある範囲と、環境影響評価の対象にすべき項目、環境要素も検討し、示していただきたいと考えております。

以上のことから総括的事項(2)に「当該事業は一般国道403号道路の拡幅事業であり、一部に橋梁工事が含まれる。橋梁工事については、複数の施工方法が想定されることから、これら複数の案について方法書に示し、環境影響を受けるおそれのある範囲及び環境影響評価項目を適切に選定すること。」という意見を付したいと考えています。

続いて意見番号5のC委員からいただいた、ゼロ・オプションに関するご意見です。事業全体の実施範囲や規模について、現況の交通量と将来の計画交通量について適切に判断をすべきとの内容です。

事業者からは、現況交通量調査に基づく交通特性、そして将来の人口や道路ネットワーク

等を踏まえて算定する交通需要推計に基づき、事業の実施範囲や規模について方法書で整理していくという回答がありました。

同様の意見として、意見番号 14 のD委員からもゼロ・オプションの検討に関するご意見をいただいております。ゼロ・オプションの検討には、人口・産業の分布なども踏まえた交通量予測、そしてB/C評価などを踏まえた環境面での影響の評価が必要である旨のご意見をいただいております。

事業者からは、交通需要推計やそれを踏まえたB/C評価などに基づき、事業実施の範囲や規模について改めて方法書で整理していく回答がありました。

事務局としましては、ゼロ・オプションの検討については、将来の人口や社会経済状況等から推計される交通需要推計、またそれを踏まえたB/C評価など、事業を計画する際の背景についても分かりやすく示していただく必要があると考え、総括的事項（1）の交通量の適切な把握に関する意見とともに、個別事項（1）に「計画段階環境配慮計画書において、ゼロ・オプションの検討は行われているが、方法書においては、経済面や社会状況の変化も考慮したゼロ・オプションの検討として、交通量の変化を具体的に示すなど、客観的な根拠を持ってより分かりやすく示すこと。」という意見を付したいと考えています。

続いて意見番号8のE委員からいただいた騒音に関するご意見です。騒音レベルの予測について、将来交通量を用いた騒音予測モデルを使用し、適切に騒音レベルの予測計算をしていただきたいとの内容です。

事業者からは、方法書以降の手続きにおいて、算定する交通需要推計及び最新の日本音響学会提案予測モデルによる予測計算を行うという回答がございました。

事務局としましては、事業に伴う騒音について、適切に調査・予測及び評価を行っていただく必要があることから、総括的事項（1）の交通量の適切な把握に関する意見とともに、個別事項（2）に「事業実施想定区域には住居や学校等が近接している区間が存在することから、方法書においては、工事の実施や自動車の走行による大気質及び騒音・振動について、適切な調査、予測及び評価の手法を選定すること。」という意見を付したいと考えています。

続いて、意見番号 12 のF委員からいただいた温室効果ガスに関するご意見です。本事業による渋滞の緩和等により、どの程度温室効果ガスが削減できるのかを示していただきたいとの内容です。

事業者からは、方法書以降の手続きにおいて、本事業による温室効果ガス排出量を予測し、評価するという回答がありました。

事務局としましては、本配慮書において温室効果ガスが環境要素として選定されていないこと及びあらゆる分野において温室効果ガス排出量の把握・削減努力が昨今求められている

ことから、個別事項（４）に「配慮書において、環境要素として温室効果ガスが選定されていないことから、方法書においては、本事業における交通量の変化を十分に考慮し、事業実施における温室効果ガスの排出量について、適切な調査、予測及び評価の手法を選定すること。」という意見を付したいと考えています。

続いて意見番号 13 の G 委員からいただいた、文化財に関するご意見です。

周辺には多くの埋蔵文化財包蔵地が存在することから、文化財保護法に則りしっかりと調査をしていただきたいとの内容です。

事業者からは、工事実施前に試掘調査を行い、遺跡の存在が示唆された場合は適切な保全に努めるとの回答がありました。

事務局としましては、周辺に多くの埋蔵文化財包蔵地があり、事業実施区域にも埋蔵文化財が存在する可能性が高いことから、適切な措置を講じる必要があると考え、個別事項（５）に「事業実施区域周辺には多くの埋蔵文化財包蔵地があり、事業実施区域にも埋蔵文化財が存在する可能性があることから、関係機関と十分な協議を行い、適切な措置を講じること。」という意見を付したいと考えています。

続いて、意見番号 16、17、18 の A 委員・H 委員・I 委員からいただいたフラワーロードに関するご意見です。地域に親しまれたフラワーロードの今後のあり方について、代替措置等を十分に検討いただきたいとの内容です。

事業者からは、実行委員会や沿線地域と意見交換をしながら検討していくという回答がございました。

事務局としましては、地域に親しまれたフラワーロードについて、適切な環境保全措置を検討していただく必要があると考え、個別事項（３）に「「国道 403 号フラワーロード」は、地域住民に親しまれた景観資源であることから、今後の在り方については、地域住民及び関係機関と十分な協議を行い、適切な環境保全措置を検討すること。」という意見を付したいと考えております。

続いて、意見番号 19 から 22 は関係課からの意見を整理したものになります。

意見番号 19 は温室効果ガスに関する意見です。交通量の変化予測に基づき、事業実施前後の自動車の走行による温室効果ガスの排出量を明らかにしていただきたいという内容です。

事業者からは、方法書以降の手続きにおいて、適切に交通需要推計を行い、当該予測に基づく温室効果ガスの排出量を算定するという回答がありました。

事務局としましては、総括的事項（１）の交通量の適切な把握に関する意見を付すとともに、意見番号 12 の F 委員からいただいた意見と合わせ、個別事項（４）の温室効果ガスについての意見を付したいと考えています。

意見番号 21、22 は、大気質及び騒音・振動に関する意見です。事業実施想定区域内には市街地、集落等が分布していることから、工事の実施や自動車の走行に伴う大気質、騒音・振動への検討について適切に調査、予測及び評価の手法を検討していただきたいという内容です。

事業者からは、方法書以降の手続きにおいて、道路予備設計で検討した工法や交通需要推計を用いることで、集落等の分布に配慮するとともに、環境影響を適切に予測・評価していくとの回答がありました。

事務局としましては、総括的事項（１）の交通量の適切な把握に関する意見を付すとともに、意見番号 8 の E 委員からいただいた意見と合わせ、個別事項（２）の大気質及び騒音・振動に関する意見を付したいと考えております。

以上を踏まえ作成しました答申書素案を説明いたします。資料 3 をご覧ください。

答申書素案は総括的事項と個別事項の 2 つに分かれております。

「1 総括的事項」は 2 点ございます。まず、（１）「道路事業における環境影響評価において、交通量の把握は予測の基礎となる重要な要素である。現況の交通量及び将来の計画交通量を適切に把握し、これを反映させた環境影響評価方法書とすること。」

こちらは資料 1 の No. 2、5、8、14、19、21 及び 22 のご意見を反映したものになります。

続けて（２）「当該事業は一般国道 403 号道路の拡幅事業であり、一部に橋梁工事が含まれる。橋梁工事については複数の施工方法が想定されることから、これら複数の案について方法書に示し、環境影響を受けるおそれのある範囲及び環境影響評価項目を適切に選定すること。」

こちらは資料 1 の No. 4、6 及び 10 の意見を反映したものになります。

「2 個別事項」は 5 点となります。

（１）ゼロ・オプションの検討について。「計画段階環境配慮計画書において、ゼロ・オプションの検討は行われているが、方法書においては、経済面や社会状況の変化も考慮したゼロ・オプションの検討として、交通量の変化を具体的に示すなど、客観的な根拠を持って、より分かりやすく示すこと。」

こちらは、資料 1 の No. 5 及び 14 のご意見を反映したものになります。

（２）大気質及び騒音・振動について。「事業実施想定区域には住居や学校等が近接している区間が存在することから、方法書においては、工事の実施や自動車の走行による大気質及び騒音・振動について、適切な調査、予測及び評価の手法を選定すること。」

こちらは資料 1 の No. 8、21 及び 22 のご意見を反映したものになります。

(3) 景観について。「国道 403 号フラワーロード」は地域住民に親しまれた景観資源であることから、今後の在り方については、地域住民及び関係機関と十分な協議を行い、適切な環境保全措置を検討すること。」

こちらは資料 1 の No. 16 から 18 のご意見を反映したものになります。

(4) 温室効果ガスについて。「配慮書において、環境要素として温室効果ガスが選定されていないことから、方法書においては、本事業における交通量の変化を十分に考慮し、事業実施における温室効果ガス排出量について、適切な調査、予測及び評価の手法を選定すること。」

こちらは資料 1 の No. 12 及び 19 の意見を反映したものになります。

(5) 文化財について。「事業実施区域周辺には多くの埋蔵文化財包蔵地があり、事業実施区域も埋蔵文化財が存在する可能性があることから、関係機関と十分な協議を行い、適切な措置を講じること。」

こちらは資料 1 の No. 13 の意見を反映したものになります。

「3 その他事項」は 1 点です。「方法書の作成にあたっては、文章や図の作成において工夫し、分かりやすい図書となるよう留意すること。」

こちらは図書作成時の事業者へ対する留意事項としての意見となります。

以上で答申書素案の説明を終わります。

(会 長)

説明ありがとうございました。それでは、質疑・応答に入ります。ただ今の説明について、なにかご質問等あればお願いします。

(J 委員)

今ほどのご説明について、前回の会議を踏まえてのお話ですので十分承知しましたが、せっかくの会議ですので 3 点申し上げさせていただきます。

1 つは小阿賀野川について。非常に自然度が高く阿賀野川と信濃川をつなぐ、魚の回廊になっています。橋梁工事の際には、生育環境と水質に十分注意していただきたいです。市のレッドデータブックに載っています、イトヨとかトゲヨの仲間ですね。これらが最後の生息域とも言われています。水質のゆるやかなところに巣を作って繁殖する魚で、小阿賀野川のワンドで繁殖する可能性が多分にありますので、調査も工事も十分配慮いただきたいということが 1 点目。

それから、工事エリアにおいて、道路に面した水田はコハクチョウ等の採食場所になっています。当然工事が始まるとコハクチョウ等は回避して、別の水田等に行くと思います。一番目立つ場所で、市民がおそらく秋冬の半年間、白鳥の採食行動を間近で見ている場所だと

思います。新潟市の鳥でもありますので、市民から問い合わせがあった場合に、この距離の工事が直接影響ない、あるいは回避行動を取って別のところで採食しているということをしつかり説明できるような準備をしていくとよろしいと思います。

最後3点目ですけれども、資料1のNo.11でI委員が両生類・ほ乳類等にパスウェイ型のトンネルのことを提案されております。このたびの当該エリアの荻川地区では、佐渡で放鳥されたトキが採食したということが記録されています。私たちが調査に行きました。秋冬でしたので、なにを食べているのかと思ったら両生類、アマガエルでした。ですので、たかがカエルと思わず、このパスウェイの工法はぜひ検討の中に盛り込んでいただきたい。

できれば総括的事項(2)の環境配慮のところに資料1のNo.4、6、10とありますが、No.11も盛り込んでいただけないか、ご検討いただきたいと思います。

両生類は生態系を支える底辺でして、これらが分断されると、鳥類はもとより全体の生態系に影響を与えます。また、新潟市がラムサール都市認証を全国初めて取ったという、環境都市のモデルケースになっていただきたいと思いますので、この小阿賀野川の自然環境配慮と同時にパスウェイの検討もしていただければ幸いに存じます。以上3点でございます。

(会 長)

ありがとうございました。パスウェイの話は答申書の中に可能であれば入れて欲しいということでしょうか。

(J委員)

そうですね。あるいはこれから具体的に環境影響評価項目を検討されるということで、その中の検討項目として、挙げていただきたいと思います。

(会 長)

分かりました。ただ今のご意見について、事業者からなにかコメントありますでしょうか。

(事業者)

貴重なご意見ありがとうございます。小阿賀野川について、魚の回廊になっていること、水田がコハクチョウの採食場所であることの2点についてご意見をいただきましたので、そういった点に十分配慮して、今後の環境影響評価を行っていきたいと思います。

(会 長)

ほか、よろしいでしょうか。

(I委員)

素案の景観のところですが、生物多様性の配慮を言葉としてぜひ入れていただきたいなと思います。

今、温室効果ガスについてと同じレベルで、生物多様性の保全ないしネイチャーポジティ

ブな社会を作っていくことは、同時並行でやっていかなければいけないこととして世界的な常識になっています。新潟は国際湿地都市ということ売り出して、シンボルマークも作りました。工事においては、ネイチャーポジティブな推進や生物多様性に対する配慮をぜひ入れていただきたいと思います。

(会 長)

生物多様性に対する配慮を景観のところに入れるというご意見でした。事務局のほういかがでしょうか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。生物多様性の項目も、十分に重要な視点であることは事務局としても理解しているところです。

現段階の配慮書の中で記載が不十分であるところについて、答申書素案でいくつか項目を拾わせていただけていますが、(4)「景観について」の中に生物多様性への配慮を入れるよりは、もう1つ項目を別に立てるほうがよろしいかと考えますが、いかがでしょうか。

(I 委員)

そうしていただくと一番よいかと思います。

(事務局)

そうしましたら、一度事務局で生物多様性に関する記載を検討させていただきまして、後日メールにて会長をはじめ、委員の皆さまにご確認いただくようなかたちでよろしいでしょうか。

(会 長)

よろしいでしょうか。はい、ではそれをお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。

(会 長)

ほかにご意見等ございませんでしょうか。ウェブ参加の委員の方、なにかご意見ございますか。

(E 委員)

資料2の No.4 にいろいろ書かせていただきました。この事業が完成後、交通渋滞が解消されて交通量が増加するということが予想されます。現況の評価でも、こういう問題があるのではないかと取り上げました。住居や学校があるところで、道路騒音許容値が甘くなっているように捉えられるかと思います。最終的に環境影響評価で、基準ではクリアしていると思ってしまうかもしれない。これは機械的に評価すれば、実態として静穏を必要

とする場所が部分的に存在することが予想されます。

そういったことに対する単なる数値のクリアか、クリアしてないかというだけではなく、実態に合った対応、例えば遮音についてなにか補助的な対応をすることを事業計画の中に組み込んでいていただきたいと思います。

地域の環境基準のタイプを変えることは行政的に難しいと思いますが、なんらかのかたちで学校や地域の中に静穏な環境を担保して欲しいと思います。ぜひ、そういったことに配慮を持って事業を進めていただきたいと、事業者にお伝えしたいと思っています。具体的な方法等も方法書の中に記述していただきたいです。

(会 長)

ありがとうございました。質問事項4番目の内容ですが、事業者のほう、なにかコメントありますでしょうか。

(事業者)

ありがとうございます。基本的には数値での評価になってくるとと思いますが、現地調査を行った中で問題が確認される場合は、今後の詳細な設計を行う上で、実際の現地の状況に応じた配慮を検討しながら、進めていきたいと思っております。

(E委員)

過大な要求に対してはこたえる必要はないですけども、適切な対応はしていただきたいということが、わたくしの意見でございます。

(会 長)

ほか、ございませんでしょうか。

(H委員)

県立植物園や小須戸へ通じるルートについても同じような拡幅計画はお持ちなのでしょう。それとも古田で終わってしまうのでしょうか。その先は景観も含めて、特に県立植物園もあり、生物多様性が豊かな場所もあります。将来的にどうなるのかを教えていただければと思います。

(会 長)

事業者のほう、いかがでしょうか。

(事業者)

都市計画道路の決定としましては、古田交差点より南側の新潟市と田上町の境界のところまで、4車線の幅で決定されておりますので、都市計画決定上の4車線化の必要性はありません。

一方で、現状の交通量を見ますと、古田交差点より北側につきましては2万台以上の交通

量がありますが、それより南側につきましては約1万3千台となっており、古田交差点を境に交通量が大きく異なる状況です。このため、事業の必要性としまして、古田より北側の茅野山までの区間を対象として、優先的に整備を進めていきたいと考えております。

(H委員)

分かりました。将来的にはどうなるか分かりませんが、現状では交通量のほうから古田までと決められたという理解でよろしいですね。ありがとうございます。

(会 長)

ほか、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、答申案については、生物多様性に対する配慮の項目を加えた案を事務局が作成し、それを委員の皆さんにメールで配信する。それを再び評価いただくというかたちで進めさせていただきます、最後、わたくしが確認しますがそれでよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

次に、次第の4になります。「その他」でございますが、なにか事務局からありますでしょうか。

(環境対策課長)

今年5月末で、当審査会の2年の任期が満了します。各委員の皆さまには、再任のご意向を確認させていただいておりました。

その結果、今期を最後に黒野委員と橋本委員がご勇退、和田委員が交代されることとなりましたので、ご報告申し上げます。

黒野委員と橋本委員におかれましては、本審査会立ち上げ時の平成21年から8期、16年間、委員を引き受けいただきました。和田委員におかれましては、令和3年より、4年間委員を引き受けいただきました。長年にわたり本市の環境行政にご協力・ご貢献いただき、まことにありがとうございました。

(会 長)

それではご退任される黒野委員、橋本委員、和田委員から一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

～各委員より挨拶～

(会 長)

ほかに、委員の皆さまなにかご意見・コメント等ございますでしょうか。

特にないようですので、私からの進行は以上とさせていただきます。事務局にお返しいたします。

(司 会)

皆さま、長時間にわたりご審議をありがとうございました。事務局より、今後の流れについて簡単に説明をさせていただきます。

本日、多くのご意見をいただきました。中でも生物多様性の部分について、素案の修正にかかるご意見がございましたので、事務局で答申案の修正案を作成しまして、メールで皆さまへ確認の依頼をさせていただきます。

修正案については、改めて審査会の開催は予定しておりませんので、最終的には松岡会長にご確認をいただきまして、ご了承いただけましたら、答申の内容を確定させていただきます。その後、会長から市長へ提出をいただく段取りになります。

その後、3月中旬頃になると思いますが、市長意見として事業者へ提出をする予定です。

それでは、以上をもちまして令和6年度第3回新潟市環境影響評価審査会を閉会とさせていただきます。皆さま大変ありがとうございました。